

## 契約保養所利用料補助金支給規程

(目的)

第1条 当組合の被保険者及び被扶養者の、健康保持増進及び保養のため契約保養所を利用した場合、この規程の定める所により補助金を支給する。

(補助金の支給範囲)

第2条 この規程によって、補助金を支給する範囲は以下の通りとする。

- ①当組合との契約保養所
- ② JTBとの契約旅館を使用した場合

(補助金)

第3条 契約保養所利用に対する補助金額は別に定める。

(補助金の申請支給方法)

第4条 第2条①については、所定の申請方法により申請する。

- 2 第2条②については、組合より直接JTBに補助金を支払う。

(利用上の注意)

第5条 利用申込者のうち、次の事項が判明した場合は補助金の給付をしない。

- ①案内書を不正に使用した場合。
  - ②申込書に不実の記載をした場合。
- 2 前項の場合において組合が損害を受けた場合においては、これを利用者から賠償させるものとする。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。